

施策の方向性①：津波に強い港湾施設をつくる。
 施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成27年度までの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(4)：堤外地の浸水被害の低減

<p>①-7 倉庫・上屋の浸水対策の実施 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 施設</p> <p>【内容】 浸水被害の可能性がある倉庫や上屋について、防水対策を実施する（土嚢等の開閉部周辺への配備等）</p> <p>【関連アクション】</p>				<p>【実施主体】 大阪市港湾局 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 上屋の使用者名簿の整理は完了している。(平成27年度更新) 土嚢の配備について、上屋利用者にヒアリングを実施し、必要な場所には配備が完了した。(平成26年度) 今後は、土嚢の管理状況および新たな要望の確認を行っていく。</p>
---	--	--	--	---	---

平成28年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪市港湾局】 (埠頭) ・上屋の使用者名簿の整理は完了。(平成27年度更新) ・土嚢の配備について、上屋利用者にヒアリングを実施し、必要な場所には配備が完了した。(平成26年度)</p>	<p>【大阪市港湾局】 (埠頭) 不具合がないかなど、現状把握を行っていく。</p>

アクション目標(5)：流出被害低減機能の確保

<p>①-10 コンテナ流出防止対策の実施 【未達成】</p> <p>【対象被害項目】 物品・港湾機能</p> <p>【内容】 津波による岸壁上のコンテナ流出を防止するための対策についての検討を行い、実施する。(コンテナの多段積み、漂流防止ネットの設置、設置高確保用の土台配備等)</p> <p>【関連アクション】</p>			■	<p>【実施主体】 大阪市港湾局 企業(港運会社)</p> <p>【関連機関】 近畿地方整備局港湾空港部</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 近畿地方整備局において、取扱貨物に応じた漂流物対策案の基礎的検討を行った。今後は、流出防護施設のハード整備費用の負担や、埠頭用地の利便性の制約等踏まえ、具体的な検討を進めていく。 大阪市港湾局では、平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」においてコンテナの捕縛の強化や多段積み等の対策を実施するよう港湾事業者等に啓発を行っている。リーフレットは大阪市HPにも掲載している。引き続き啓発・指導を実施していく。</p>
平成28年度					
「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容				アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等	
<p>【大阪市港湾局】 (海務) 津波によるコンテナ流出の防止対策のため、リーフレット等による港湾事業者への啓発。 (防災) ・平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」においてコンテナの捕縛の強化や多段積み等の対策を実施するよう港湾事業者等に啓発を行っている。 ・平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、リーフレットを掲載している。</p>				<p>【大阪市港湾局】 (埠頭) 引き続き港湾事業者等に対する啓発・指導を実施していく。 (防災) 引き続き啓発活動を実施していく。</p>	

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる。

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成27年度までの取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		
アクション目標(9)：人の避難体制の確保					
<p>②-10 港湾事業者の自主防災組織の形成に向けた啓発【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 企業の自主的な防災能力向上を目指すために自主防災組織づくりに向けた啓発活動を実施する。啓発活動を更に積極的に展開できるように、啓発方法及び啓発体制について検討する。</p> <p>【関連アクション】 ③-7</p>	■	→		<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(港運会社、船社、倉庫会社等)</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪府では、堤内地の被害対策を目的に鉄扉利用者向けの啓発と、堤外地の事業者・来訪者等も含めた津波・高潮防災啓発講座の取組を行っている。 大阪市港湾局では、平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」の配付及び市ホームページへの掲載により、港湾事業者等に啓発を行っており、今後も継続的に啓発活動を実施していく。</p>
平成28年度					
「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容				アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等	
<p>【大阪市港湾局】 (防災) ・海岸法に基づき「大阪市港湾局水門及び防潮扉操作取扱要綱」を策定(平成28年3月)。防潮扉管理協定者へ上記要綱を配布し、自主的に訓練を実施すること等の啓発を行っている。 ・平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発を行っている。</p>				<p>【大阪市港湾局】 (防災) 引き続き啓発活動を実施していく。</p>	

<p>②-11 港湾事業者の自主防災組織の充実 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 企業の自主的な防災能力向上を目指した取組みについて検討を行い、実施する（港湾事業者における避難訓練の実施や避難計画の策定等）</p> <p>【関連アクション】 ③-8</p>			<p>【実施主体】 企業（港運会社、船社、倉庫会社等）</p> <p>【関連機関】 ■ 大阪市港湾局</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪港港運協会では、日本港運協会が作成した「事業継続計画書策定支援ツール」を会員へ周知している。 大阪市港湾局では、平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」の配付及び市ホームページへの掲載により、港湾事業者等に啓発を行っている。また、要請に応じて防災講座等を実施し、自主防災組織の充実に向けた情報提供を行っている。</p>
平成28年度				
「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容			アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等	
<p>【大阪市港湾局】 (防災)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸法に基づき「大阪市港湾局水門及び防潮扉操作取扱要綱」を策定（平成28年3月）。防潮扉管理協定者へ上記要綱を配布し、自主的に訓練を実施すること等の啓発を行っている。 ・ 平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発を行っている。 			<p>【大阪市港湾局】 (防災)</p> <p>引き続き啓発活動を実施していく。</p>	

<p>②-12 港湾労働者等の避難のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、自主的に適切な防災行動がとれるようにするための啓発活動を実施する。啓発活動をさらに積極的に展開できるように、啓発方法及び啓発体制について検討する。</p> <p>【関連アクション】 ③-9、④-3</p>			<p>【実施主体】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 湾岸6区7消防署 臨港4区役所 防潮扉管理企業 企業(港運会社、倉庫会社) 水防団</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪府では、「津波・高潮ステーション」や防災出前講座を活用して、津波、高潮災害に関する啓発活動を行っている。今後とも津波、高潮災害に関する防災啓発を進めるとともに、大阪府在住の外国人の方に対する多言語化対応や、障がい者の方に向けたバリアフリー化対応など、館内展示内容や説明ツール、スキルの充実を図っていく。 大阪市危機管理室では、水害ハザードマップ(南海トラフ巨大地震の津波浸水想定や津波避難ビル等を掲載)、市民防災マニュアルを平成26年度に更新、全戸配布を実施。ホームページへの掲載や転入世帯への配布を実施中。 大阪市消防局では、本アクションプランの冊子を各消防署に配布するとともに、立入検査や自衛消防訓練指導等実施時に津波災害について普及啓発を実施している。 大阪市港湾局では、平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」の配付及び市ホームページへの掲載により、港湾事業者等に啓発を行っている。</p>
平成28年度				
「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容			アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等	
<p>【大阪府政策企画部危機管理室】 ・大阪府危機管理室ホームページにおける津波浸水想定区域図の掲示、地域への浸水想定区域等の説明。 ・併設施設での掲示。 ・なお、本浸水想定区域図に基づき、各市町においてハザードマップが作成された。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 大阪府では、防災啓発施設である「津波・高潮ステーション」や、職員による防災出前講座等を活用して、津波、高潮災害に関する啓発活動を行っている。</p> <p>【大阪市危機管理室】 水害ハザードマップ(南海トラフ巨大地震の津波浸水想定や津波避難ビル等を掲載)、市民防災マニュアルを平成26年度に更新、全戸配布を実施。引き続き、ホームページへの掲載や転入世帯への配布を実施中。</p> <p>【大阪市港湾局】 (防災) ・海岸法に基づき「大阪市港湾局水門及び防潮扉操作取扱要綱」を策定(平成28年3月)。防潮扉管理協定者へ上記要綱を配布し、自主的に訓練を実施すること等の啓発を行っている。 ・平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発を行っている。</p>			<p>【大阪府西大阪治水事務所】 今後とも津波、高潮災害に関する防災啓発を進めるとともに、大阪府在住の外国人の方に対する多言語化対応や、障がい者の方に向けたバリアフリー化対応など、館内展示内容や説明ツール、スキルの充実を図っていく。</p> <p>【大阪市危機管理室】 ・水害ハザードマップ、市民防災マニュアルのホームページへの掲載や転入世帯への配布の継続。 ・必要に応じ、水害ハザードマップ、市民防災マニュアルの更新。</p> <p>【大阪市港湾局】 (防災) 引き続き啓発活動を実施していく。</p>	

<p>②-13 官民合同による避難訓練の実施</p> <p style="text-align: right;">【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者を対象として、官民合同による避難訓練の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ③-11</p>			<p>【実施主体】</p> <p>大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>企業(港運会社、倉庫会社) 水防団</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>大阪府では、津波・高潮ステーションを活用した啓発活動を実施している。また、来館者を対象に避難訓練を実施した。さらに、防災船着場を活用した、官民共同での防災訓練(帰宅困難者のトリアージ訓練や船舶による輸送訓練)を実施した。今後は地元が主体となり、より地元で密着した防災訓練に育てていくことが課題であり、今後とも、官民連携した防災訓練の充実を図っていく。</p> <p>此花区役所では、JR西日本が主体となり、JRゆめ咲線での津波を想定した夜間の避難誘導訓練を実施した。</p> <p>大阪市港湾局では、官民合同の避難訓練の具体的な検討はできていないが、港湾関連企業に対する啓発活動は継続実施しており避難訓練実施の土台作りとして取り組んでいく。</p>
平成28年度				
「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容			アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等	
<p>【大阪府都市整備部河川室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回の地震津波訓練を通じて、府市が連携した情報伝達訓練を実施。 ・今年度訓練で「閉鎖不能の施設」の情報を、施設管理者から市危機管理部局で直接連絡する訓練を実施。 <p>【大阪府西大阪治水事務所】</p> <p>継続的に「津波・高潮ステーション」を活用した防災啓発活動を実施している。また、毎年来館者を対象に避難訓練を実施しているほか、H27年には防災船着場を活用した官民共同での防災訓練(帰宅困難者のトリアージ訓練や船舶による輸送訓練)を実施した。</p> <p>【大阪市港湾局】</p> <p>(防災)</p> <p>平成28年度大阪市震災総合訓練において、官民合同による集中監視装置による閉鎖指令伝達訓練及び防潮扉閉鎖・避難訓練を実施した。</p>			<p>【大阪府都市整備部河川室】</p> <p>行政間訓練だけでなく、湾岸エリアの就業者や事業者を交えた合同訓練が必要。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官主導ではなく地元が主体となり、より地域住民が積極的に関わられるようになるなど、地元で根付いた防災訓練に育てていくことが課題。 ・今後とも、官民連携した防災訓練の充実を図っていく。 <p>【大阪市港湾局】</p> <p>(防災)</p> <p>引き続き、閉鎖指令伝達訓練の参加率向上に向けた取り組みと、官民合同による防潮扉閉鎖・避難訓練を実施する。</p>	

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる
施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成27年度までの取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(12)：流出被害低減体制の確保

<p>②-21 小型船舶の被害低減に向けた啓発の実施【達成】</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 津波来襲時の被害増大を招く小型船舶に対する警告の実施体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】</p>				<p>【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪府は、不法係留船への貼紙や継続許可時に指導を行っている。また、特に指導が必要と思われる占有者に対し、立入調査を実施し指導を継続している。さらに、河川航行ルールを策定し、チラシを配布している。引き続き、不法係留防止の指導と航行ルールの啓発に努めていく。 大阪市港湾局では、施設の継続許可時に安全管理を指導している。</p>
--	--	--	--	---	--

平成28年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪府西大阪治水事務所】 大阪府は、不法係留船への貼紙や継続許可時に指導を行っている。また、特に指導が必要と思われる占有者に対し、立入調査を実施し指導を継続している。さらに、河川航行ルールを策定し、チラシを配布している。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 放置艇の調査等に合わせ、対策が必要と思われる小型船舶の所有者に指導を行っていく。 (海上保全) 現在、実施の業務の中で船舶への貼紙等については対応可能。</p>	<p>【大阪府西大阪治水事務所】 引き続き、不法係留防止の指導を行っていく。また、航行ルールについても引き続き啓発に努めていく。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 小型船舶の所有者の把握が課題である。</p> <p>(海上保全) ・所有者に対する津波発生時の避難場所等や指導内容の決定。 ・正規係留場所の確保が必要。 ・指導の方針等決定すれば可能な事項について対応。</p>

アクション目標(13)：防災意識の啓発

<p>②-23 施設の浸水被害や物品の流出低減のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発【達成】</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>【内容】 港湾事業者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、貨物の浸水被害低減・流出防止に向けた啓発活動を実施する 啓発活動をさらに積極的に展開できるように、啓発方法及び啓発体制について検討する</p> <p>【関連アクション】 ④-9</p>				<p>【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 防潮扉管理企業 企業(港運会社、倉庫会社) 水防団</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪府では、「津波・高潮ステーション」や防災出前講座を活用して、津波、高潮災害に関する啓発活動を行っている。今後とも、津波・高潮ステーションを活用した防災啓発活動を実施していく。 大阪市港湾局では、平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」の配付及び市ホームページへの掲載により、港湾事業者等に啓発を行っている。</p>
平成28年度					
「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容			アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等		
<p>【大阪府西大阪治水事務所】 大阪府では、「津波・高潮ステーション」や防災出前講座を活用して、津波、高潮災害に関する啓発活動を行っている。</p> <p>【大阪市港湾局】 (防災) 平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発を行っている。</p>			<p>【大阪府西大阪治水事務所】 今後とも、津波・高潮ステーションを活用した防災啓発活動を実施していく。</p> <p>【大阪市港湾局】 (防災) 引き続き啓発活動を実施していく。</p>		

<p>②-24 施設の浸水被害や物品の流出低減のための臨海部の防災マップの作成・配布 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>【内容】 港湾事業者を対象として、津波による被災状況や想定浸水深を示すとともに、被災想定に応じた行動、対策の事例などを記載した防災マップを作成し、配布する</p> <p>【関連アクション】 ④-10</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室 企業(港運会社、倉庫会社)</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」を港湾事業者等に配付及び大阪市ホームページに掲載し、啓発を行っている。</p>
--	---	--	---	--

平成28年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪市港湾局】 (海務) 港湾事業者を対象とした被災想定に応じた対策を記載したリーフレットによる啓発。 (防災) 平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」を港湾事業者等に配付及び平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発を行っている。</p>	<p>【大阪市港湾局】 (防災) 引き続き啓発活動を実施していく。</p>

施策の方向性③：避難・救助を支援する
 施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成27年度までの取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(18)：人の避難の迅速化

<p>③-5 要避難者に対する浸水想定地域における啓発情報の掲示 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 堤外地の港湾労働者や来訪者に対して浸水情報等を掲示し、避難誘導を行うための掲示板について検討を行い、掲示板を設置する</p> <p>【関連アクション】</p>	■			<p>【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 西大阪治水事務所では、今後、鉄扉等に津波啓発看板を設置する予定である。 大阪府危機管理室ホームページでは、浸水想定区域図の掲示及び地域への浸水想定区域等の説明等を掲示している。 大阪市港湾局では、浸水が想定されている防潮扉や臨港緑地及び岸壁の出入り口等に四カ国語表記の津波啓発看板を設置している。</p>
---	---	--	--	---	--

平成28年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪府西大阪治水事務所】 今後、西大阪治水事務所においても、鉄扉等に津波啓発看板を設置する予定である。</p> <p>【大阪市港湾局】 (防災) 浸水が想定されている防潮扉や臨港緑地及び岸壁の出入り口等に津波啓発看板を設置している。(196箇所)</p>	<p>【大阪府西大阪治水事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所の検討。 ・未設置箇所について、継続して設置していく。

<p>③-6 要避難者に対する公共施設等の緊急避難場所の確保・啓発 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者や来訪者が避難可能な施設(フェリーターミナルの建物や民間ビル等)を選定し、施設管理者への協力要請若しくは協定等の締結に向けて啓発を行う</p> <p>【関連アクション】</p>			<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 大阪フェリー協会 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市危機管理室及び区役所では、津波浸水のおそれがある17区において津波避難ビル等の確保を進めている。津波避難ビル等は水害ハザードマップやホームページ等で公表している。また、確保した施設には、当該施設が津波避難ビル等であることを周知するために、図記号及び四力国語表記の看板又はステッカー等を設置している。 ・臨港4区の津波避難ビル:約32万人分確保 (参考)臨港4区の推計避難者数 昼間約22万人、夜間約11万人。 臨港4区役所では、民間マンション等と津波避難ビルの協定締結を継続して実施していく。 大阪フェリー協会では、要避難者に対する公共施設等の緊急避難場所の確保、中長期間滞在の避難場所ではなく、ターミナルから近接の有視界内に、安心して容易に誘導できる建物や施設の確保が必要と考え、フェリー事業者・施設管理者との協議・協力のもと検討する。</p>
--	--	--	--	--

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪市危機管理室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市危機管理室及び区役所では、津波浸水のおそれがある17区において津波避難ビル等の確保を進めている。津波避難ビル等は水害ハザードマップやホームページ等で公表している。また、確保した施設には、当該施設が津波避難ビル等であることを周知するために、図記号及び四力国語表記の看板又はステッカー等を設置している。 ・臨港4区の津波避難ビル：約33万人分確保（参考）臨港4区の推計避難者数 昼間約22万人、夜間約11万人 ・平成28年3月に現在地周辺の避難施設検索などができる防災アプリをリリースした。 <p>【大阪市此花区役所】</p> <p>継続した取り組みにより、新たな津波避難ビルの確保につながった。29年1月1日現在 86か所53,454人分。</p> <p>【大阪市港区役所】</p> <p>津波避難ビルの協定締結を継続的に行っている。港区では昼間約62,000人、夜間約46,000人分を確保。</p> <p>【大正区役所】</p> <p>今年度、津波避難ビル（2箇所）の協定を新たに締結（2月予定）。</p> <p>【大阪市住之江区役所】</p> <p>施設に対し協力要請及び啓発を行い、津波避難ビルの協定締結を継続して実施。</p> <p>【大阪フェリー協会】</p> <p>要避難者に対する公共施設等の緊急避難場所の確保・啓蒙。</p> <p>【大阪市港湾局】</p> <p>（防災）</p> <p>平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発を行っている。</p>	<p>【大阪市危機管理室】</p> <p>各区において、推計避難者数を上回る津波避難ビルを確保できているが、十分でない地域も存在することから、引き続き津波避難ビルの確保に取り組む。</p> <p>【大阪市此花区役所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域によっては不足している地域がある。 ・今後も津波避難ビルの確保にむけ取り組みを継続する。 <p>【大阪市港区役所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波避難収容率が低い地域（小学校区）差がある。 ・津波避難ビルの協定締結を継続的に行うとともに津波避難収容率が低い地域について重点的に確保していく。 <p>【大正区役所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き避難ビル開拓に努める必要がある。 ・引き続き避難ビルの開拓に努める。 <p>【大阪市住之江区役所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらなる避難施設の確保。 ・これまでの取り組みを引き続き実施する。特に、ターミナル近接の有視界内での避難施設の確保に向け、港湾局と協力しながら取り組む。 <p>【大阪フェリー協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期間滞在の避難場所ではなく、ターミナルから近接の有視界内に、安心して容易に誘導できる建物や施設の確保。 ・フェリー事業者／施設管理者との協議・協力のもと、設定する。 <p>【大阪市港湾局】</p> <p>（防災）</p> <p>引き続き啓発活動を実施していく。</p>

<p>③-7 港湾事業者の自主防災組織の形成に向けた啓発【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 企業の自主的な防災能力向上を目指すために自主防災組織づくりに向けた啓発活動を実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-10</p>				<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(港運会社、船社、倉庫会社等)</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪府では、堤内地の被害対策を目的に鉄扉利用者向けの啓発と、堤外地の事業者・来訪者等も含めた津波・高潮防災啓発講座の取組を行っている。 大阪市港湾局では、平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」の配付及び市ホームページへの掲載により、港湾事業者等に啓発を行っており、今後も継続的に啓発活動を実施していく。</p>
--	--	--	--	--	---

<p>③-8 港湾事業者の自主防災組織の充実【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 企業の自主的な防災能力向上を目指した取組みについて検討を行い、実施する(港湾事業者における避難訓練の実施や避難計画の策定等)</p> <p>【関連アクション】 ②-11</p>				<p>【実施主体】 企業(港運会社、船社、倉庫会社等)</p> <p>【関連機関】 大阪市港湾局</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪港港運協会では、日本港運協会が作成した「事業継続計画書策定支援ツール」を会員へ周知している。 大阪市港湾局では、平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」の配付及び市ホームページへの掲載により、港湾事業者等に啓発を行っている。また、要請に応じて防災講座等を実施し、自主防災組織の充実に向けた情報提供を行っている。</p>
--	--	--	--	--	--

<p>③-9 港湾労働者等の避難のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、自主的に適切な防災行動がとれるようにするための啓発活動を実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-12、④-3</p>			<p>【実施主体】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 湾岸6区7消防署 臨港4区役所 防潮扉管理企業 企業(港運会社、倉庫会社) 水防団</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪府では、「津波・高潮ステーション」や防災出前講座を活用して、津波、高潮災害に関する啓発活動を行っている。今後とも津波、高潮災害に関する防災啓発を進めるとともに、大阪府在住の外国人の方に対する多言語化対応や、障がい者の方に向けたバリアフリー化対応など、館内展示内容や説明ツール、スキルの充実を図っていく。 大阪市危機管理室では、水害ハザードマップ(南海トラフ巨大地震の津波浸水想定や津波避難ビル等を掲載)、市民防災マニュアルを平成26年度に更新、全戸配布を実施。ホームページへの掲載や転入世帯への配布を実施中。 大阪市消防局では、本アクションプランの冊子を各消防署に配布するとともに、立入検査や自衛消防訓練指導等実施時に津波災害について普及啓発を実施している。 大阪市港湾局では、平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」の配付及び市ホームページへの掲載により、港湾事業者等に啓発を行っている。</p>
---	--	--	---	--

<p>③-10 港湾労働者等の避難のための臨海部の防災マップの作成・配布 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、避難ルート、避難場所、岸壁高さ、津波の想定浸水範囲や浸水深を示したパンフレットを作成し、港湾事業者等へ配布する</p> <p>【関連アクション】 ④-4</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 企業(港運会社、倉庫会社)</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」を港湾事業者等に配付及び大阪市ホームページに掲載し、啓発を行っている。リーフレットに網羅されていない情報(避難場所等)についても情報提供していく必要がある。</p>
--	---	--	--	---

平成28年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪市港湾局】 (海務) 港湾労働者等の避難のための防災マップを作成し港湾事業者へ配布する。 (防災) 平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」を港湾事業者等に配付及び平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発を行っている。</p>	<p>【大阪市港湾局】 (防災) 引き続き啓発活動を実施していく。</p>

<p>③-11 官民合同による避難訓練の実施 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者を対象として、官民合同による避難訓練の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-13</p>	■		<p>【実施主体】 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(港運会社、倉庫会社) 水防団</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪府では、津波・高潮ステーションを活用した啓発活動を実施している。また、来館者を対象に避難訓練を実施した。さらに、防災船着場を活用した、官民共同での防災訓練(帰宅困難者のトリアージ訓練や船舶による輸送訓練)を実施した。今後は地元が主体となり、より地元に着した防災訓練に育てていくことが課題であり、今後とも、官民連携した防災訓練の充実を図っていく。 此花区役所では、JR西日本が主体となり、JRゆめ咲線での津波を想定した夜間の避難誘導訓練を実施した。 大阪市港湾局では、官民合同の避難訓練の具体的な検討はできていないが、港湾関連企業に対する啓発活動は継続実施しており避難訓練実施の土台作りとして取り組んでいく。</p>
---	---	--	--	---

<p>③-14 来訪者の避難・誘導體制の確保・啓発 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 臨海部の来訪者に対する津波・避難情報の伝達、及び避難場所への誘導方法等について検討を行い、掲示板等で啓発を行う また、避難情報伝達手段として、複数のメディアの活用を検討するとともに、来訪施設の管理者の協力体制を確立する</p> <p>【関連アクション】</p>			<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 臨港4区役所 大阪市経済戦略局</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市危機管理室及び区役所では、津波浸水のおそれがある17区において津波避難ビル等の確保を進めている。確保した施設には、当該施設が津波避難ビル等であることを周知するために、図記号及び四カ国語表記の看板又はステッカー等を設置している。また、平成28年3月に現在地周辺の避難施設検索などができる防災アプリをリリースした。 大阪市港湾局では、浸水が想定されている防潮扉や臨港緑地及び岸壁の出入り口等に津波啓発看板を設置している。今後は南海トラフ巨大地震に対する検討が必要。</p>
---	--	--	---	---

平成28年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪市危機管理室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市危機管理室及び区役所では、津波浸水のおそれがある17区において津波避難ビル等の確保を進めている。津波避難ビル等は水害ハザードマップやホームページ等で公表している。また、確保した施設には、当該施設が津波避難ビル等であることを周知するために、図記号及び四カ国語表記の看板又はステッカー等を設置している。 ・臨港4区の津波避難ビル：約33万人分確保（参考）臨港4区の推計避難者数 昼間約22万人、夜間約11万人 ・平成28年3月に現在地周辺の避難施設検索などができる防災アプリをリリースした。 <p>【大阪市港湾局】 (防災) 浸水が想定されている防潮扉や臨港緑地及び岸壁の出入り口等に津波啓発看板を設置している。(196箇所)</p>	<p>【大阪市危機管理室】</p> <p>各区において、推計避難者数を上回る津波避難ビルを確保できているが、十分でない地域も存在することから、引き続き津波避難ビルの確保に取り組む。</p>

<p>③-15 外国人に対する避難・誘導対策の実施 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 船員や臨海部に来訪している外国人に対して、外国語による津波・避難情報の伝達、及び避難場所への誘導方法等についての検討を行い、掲示板等に反映する また、避難情報伝達手段として、複数のメディアの活用を検討するとともに、来訪施設の管理者の協力体制を確立する</p> <p>【関連アクション】</p>	■	<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 臨港4区役所</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪市危機管理室及び区役所では、津波浸水のおそれがある17区において津波避難ビル等の確保を進めている。また、確保した施設には、当該施設が津波避難ビル等であることを周知するために、図記号及び四カ国語表記の看板又はステッカー等を設置している。また、平成26年3月にFM802、FM大阪と災害発生時の情報提供における協定を締結し、外国語による情報提供について協力を要請している。 大阪市港湾局では、浸水が想定されている防潮扉や臨港緑地及び岸壁の出入り口等に津波啓発看板を設置している。今後は南海トラフ巨大地震に対する検討が必要。</p>
--	---	--	---

平成28年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
<p>【大阪市危機管理室】 ・市危機管理室及び区役所では、津波浸水のおそれがある17区において津波避難ビル等の確保を進めている。また、確保した施設には、当該施設が津波避難ビル等であることを周知するために、図記号及び四カ国語表記の看板又はステッカー等を設置している。 ・平成26年3月に外国語による放送を実施しているFM COCOCOと災害発生時における協定を締結し、外国人への情報提供について協力を要請している。</p> <p>【大阪市港湾局】 (海務) 船員や臨海部に来訪している外国人に対して外国語による情報伝達手段の検討。 (防災) 浸水が想定されている防潮扉や臨港緑地及び岸壁の出入り口等に津波啓発看板を設置している。(196箇所)</p>	

施策の方向性④：情報の共有化を図る

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成27年度までの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		
アクション目標(21)：避難情報の充実					
<p>④-3 港湾労働者等の避難のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、自主的に適切な防災行動がとれるようにするための啓発活動を実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-12、③-9</p>				<p>【実施主体】</p> <p>大阪府政策企画部危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>湾岸6区7消防署 臨港4区役所 防潮扉管理企業 企業(港運会社、倉庫会社) 水防団</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>大阪府では、「津波・高潮ステーション」や防災出前講座を活用して、津波、高潮災害に関する啓発活動を行っている。今後とも津波、高潮災害に関する防災啓発を進めるとともに、大阪府在住の外国人の方に対する多言語化対応や、障がい者の方に向けたバリアフリー化対応など、館内展示内容や説明ツール、スキルの充実を図っていく。</p> <p>大阪市危機管理室では、水害ハザードマップ(南海トラフ巨大地震の津波浸水想定や津波避難ビル等を掲載)、市民防災マニュアルを平成26年度に更新、全戸配布を実施。ホームページへの掲載や転入世帯への配布を実施中。</p> <p>大阪市消防局では、本アクションプランの冊子を各消防署に配布するとともに、立入検査や自衛消防訓練指導等実施時に津波災害について普及啓発を実施している。</p> <p>大阪市港湾局では、平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」の配付及び市ホームページへの掲載により、港湾事業者等に啓発を行っている。</p>
<p>④-4 港湾労働者等の避難のための臨海部の防災マップの作成・配布 【達成】</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、津波の想定浸水範囲や浸水深を示したパンフレットを作成し、港湾事業者等へ配布する</p> <p>【関連アクション】 ③-10</p>				<p>【実施主体】</p> <p>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪市危機管理室 臨港4区役所 企業(港運会社、倉庫会社)</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」を港湾事業者等に配付及び大阪市ホームページに掲載し、啓発を行っている。リーフレットに網羅されていない情報(避難場所等)についても情報提供していく必要がある。</p>

施策の方向性④：情報の共有化を図る

施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成27年度までの取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(22)：防災情報の普及

<p>④-9 施設の浸水被害や物品の流出低減のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発【達成】</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>【内容】 港湾事業者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、貨物の浸水被害低減・流出防止に向けた啓発活動を実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-23</p>	■	→	<p>【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 防潮扉管理企業 企業(港運会社、倉庫会社) 水防団</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 大阪府では、「津波・高潮ステーション」や防災出前講座を活用して、津波、高潮災害に関する啓発活動を行っている。今後とも、津波・高潮ステーションを活用した防災啓発活動を実施していく。 大阪市港湾局では、平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」の配付及び市ホームページへの掲載により、港湾事業者等に啓発を行っている。</p>
---	---	---	--	--

<p>④-10 施設の浸水被害や物品の流出低減のための臨海部の防災マップの作成・配布【達成】</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>【内容】 港湾事業者を対象として、津波による被災状況や想定浸水深を示したパンフレットを作成し、配布する</p> <p>【関連アクション】 ②-24</p>	■		<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室 企業(港運会社、倉庫会社)</p>	<p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」を港湾事業者等に配付及び大阪市ホームページに掲載し、啓発を行っている。</p>
--	---	--	---	--

施策の方向性⑤：被災した港湾を早期に復旧する
施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成27年度までの取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(29)：波及被害の低減

⑤-11 企業へのBCP策定支援 【達成】 【対象被害項目】 港湾機能 【内容】 被災後の企業活動を継続するため、企業へのBCP策定に関する情報提供等について検討を行い、企業に対して啓発を行う 【関連アクション】			【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 企業(港運会社、倉庫会社、製造業者) 【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室	【小会議分類】 啓発関係小会議
				【進捗状況等】 大阪府では、企業のBCPに関するホームページを作成し、また、経済団体と連携したBCPの策定支援やセミナーの開催等により、普及啓発を行っている。 大阪市経済戦略局では、大阪産業創造館等において主に中小企業向けに研修会等を実施している。 大阪港湾運協会は、日本港運協会が作成した「事業継続計画策定支援ツール」を会員へ周知している。 大阪市港湾局では「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制等を検討していく。

平成28年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等
【大阪府政策企画部危機管理室】 経済団体と連携したBCPの策定支援やセミナーの開催等により普及啓発を実施している。 【大阪市危機管理室】 (経済戦略局において取組) (経済戦略局が、大阪産業創造館等において主に中小企業向けに研修会等を実施している。)	